大府南中学校　校則等

目次

通　学　規　定 2

緊急時における登下校について 3

身だしなみの心得 5

通　学　規　定

通学は安全を第一とし、自らの生命を守る行動を心がける。

1　通学路

登下校は、学校の指定した主な通学路を使う。

各家庭から主な通学路に出るまでの経路は、安全を重視し、個別に設定する。

2　自転車の利用手続き

自転車通学の許可区域は指定しない。

通学や部活動、行事等で自転車を利用しようとする者は、次の規定に従う。

(1) 自転車通学を希望する者は、「自転車通学許可願」を提出し、許可証の交付を受ける。

(2) 自転車通学者以外で、部活動や行事等で自転車を利用する者は、あらかじめ顧問や担任に申し出て、許可証の交付を受ける。

(3) 自転車の利用許可証は、自転車点検表に従って、教職員の監督の下で点検を行い、不備のない者に交付する。なお、一度受けた許可は原則として１年間有効とする。

(4) 自転車を換えた場合は、改めて自転車点検を受けて、許可証の交付を申請する。

(5) 行事等で許可証のない自転車を一時的に利用する場合は、許可申請を省略し、責任者となる教職員から許可を受ける。自転車点検表に依らず許可される特例とする。

3　自転車通学許可の取り消し

次の規定が守れない場合は、自転車通学の許可を取り消すことがある。

(1) ヘルメットを必ず装着する。

(2) 通学路を守る。

(3) 信号のない交差点では必ず一時停止し、自転車を降りて横断する。斜め横断をしない。

(4) 道路交通法を遵守し、信号や道路標識に必ず従う。（特に一時停止を守ること）

(5) 「並進可」の標識のない道路では、一時的に追い越す場合を除いて原則一列で通行する。
（通学路には並進可の標識はありません）

(6) 歩道の通行には十分注意し、必ず歩行者を優先する。

(7) 二人乗り・ながら運転は絶対にしない。

(8) 日常的に自転車の点検や手入れを行い、不備のある状態で自転車に乗らないこと。

4　安全な自転車の規定

(1) ドロップハンドルは認めない。

(2) 停止時に両足がつくサドルの高さである。

(3) ベル・ライト・前後のブレーキがきちんと作動する。

(4) 前かご・荷台用ひも・錠・荷台・後部反射板が備えられている。

(5) 両足スタンドである。

(6) 防犯登録を受けていること。

(7) 自転車損害賠償責任保険等に加入していること。

目次へ

緊急時における登下校について

登校は、常に安全を第一と考えて自らの生命を守るように心掛ける。

１　異常気象・大地震時の安全登校

気象状況やその他の状況により登校に危険が予想される場合は、保護者の判断により、状況を学校に連絡し、自宅で待機する。

２　警報発表時の処置

「大府市」に、暴風警報・暴風雪警報・特別警報が発表された場合、次の内容に従って行動する。

(1) 午前６時 30 分までに警報が解除された場合は、平常通り登校し、給食を実施する。

(2) 午前６時 30 分（午前６時 30 分を含む。）の時点で警報が解除されていない場合は、当日の授業及び給食を中止する。

(3) 警報が解除されて登校する場合も、通学路の冠水・河川の増水等により登校が危険なときや登校が困難な生徒は登校しなくてもよい。

(4) 登校途中で警報が発表されたことを知った場合、すぐに帰宅する。身の安全を第一にした行動をする。

(5) 登校後（在校中）に、暴風警報・暴風雪警報・特別警報が発表された時は、できるだけ早く一斉下校ができるようにする。

(6) 学校の休業日に警報が発表された場合は、部活動等が予定されていても登校しない。

「大府市」に、大雨警報・洪水警報が発表された場合、次の内容に従って行動する。

(1) 登校前に大雨警報・洪水警報が発表されている場合、原則平常通り授業を実施する。気象状況や通学路の状態から判断し、休校することもある。

(2) 通学路が危険な時や登校が困難な場合は、保護者の判断で自宅待機し、学校へ連絡する。

(3) 登校後（在校中）に大雨警報・洪水警報が発表された場合、気象状況や通学路の状態から判断し、授業等を中止して速やかに下校させることもある。

(4) 下校時に下校が危険と判断した場合は、安全に帰宅できると判断するまで学校に待機、もしくは、保護者に引き取りをお願いする場合もある。

３　その他異常気象における処置

(1) その他非常事態が発生した場合や予想される場合も、適切に判断して行動する。

(2) 担任の先生の指示に従い、下校後安全に帰宅したことを学校に伝える。

４　大規模地震における措置

「南海トラフ地震に関する情報」が発表された場合、次の内容に従って行動する。

・原則平常通り授業を実施する。以後の対応については、教育委員会の指示をあおぐ。

「東海地震注意情報」が発表された場合、次の内容に従って行動する。

(1) 登校後（在校中）の場合、自力または引き渡しにより下校する。弟妹の引き取り者になっている場合は、引き取りに従う。

(2) 在宅中の場合、自宅待機とする。給食については、暴風警報・暴風雪警報・特別警報が発表された場合に準じる。

〈学校再開の条件〉

「東海地震安心情報（警戒宣言に至らず）」が発表、または警戒宣言が解除された場合、次の基準に従って登校する。

(1) 午前６時 30 分までに安心情報発表または、警戒宣言が解除された場合は、平常通り授業及び給食を実施する。

(2) 午前６時 30 分（午前６時 30 分含む。）の時点で安心情報が発表されていない場合または警戒宣言が解除されていない場合は、当日の授業及び給食を中止する。

震度５弱以上の大地震が発生した場合、次の内容に従って行動する。

(1) 登校前の場合は、自宅待機とする。

(2) 登下校中に大地震が発生した場合は、状況によっては学校または最寄りの避難場所に避難するか、下校する。

(3) 在校中の場合は、訓練通りに避難し、原則として保護者が引き取りに来るまで、学校に待機する。

５「Ｊアラート」を活用した緊急情報が発信された場合

(1)　登校前

ア　安全が確保されるまで、登校を見合わせる。

イ　着弾せず通り過ぎた場合、通過や海への落下を「Ｊアラート第二報」にて確認後、登校する。

(2)　登校中

ア　屋外にいることが考えられるが、近くの建物の中に移動する。

イ　近くに適当な建物がない場合は物陰に身を隠すか、地面に伏せ頭部を守る。

ウ　着弾せず通り過ぎた場合、通過や海への落下を「Ｊアラート第二報」にて確認後、登校する。

目次へ

身だしなみの心得

中学生として品位を保ち、清潔に心がけ華美にならないようにする。

1　制服について

(1) A　学生服・セーラー服

「標準マーク」のついた規定の制服とする。

衣替え期間は、特に設けない。暑さ・寒さに合わせて健康的に移行していきます。

男　子

o 冬　服：黒つめえり学生服（カラーつき）
白のカッターシャツ
金・校章入りボタン
そでボタンなし

o 夏　服：白のカッターまたは、開襟シャツ

o ズボン：黒色、長ズボン、ベルト（黒・茶・紺）

o アンダーシャツ：夏服時は白。冬服時は無地で派手でないもの。

女　子

o 冬　　服：紺セーラー型、えり白線２本、白無地えりカバー付き

o 夏　　服：白セーラー型（半袖または長袖）、えり黒線２本

o パータイ：濃緑色（指定）

o スカート：紺色（ベルト止め）、ひだ 24 本か 28 本、ゴムベルト（紺）

o アンダーシャツ：無地で派手でないもの。

男　女　共　通

o クールビズ期間（５月１日～１０月３１日）：ポロシャツ、体操服生活（半袖ハーフパンツ・ジャージ）可。

B　ブレザータイプの制服

o 男女でズボン・スカート、ネクタイ・リボンを選択可。

男　女　共　通

o 正　装：ブレザー(胸にワッペン)、白のカッターシャツ、ネクタイ・リボン

o クールビズ期間（５月１日～１０月３１日）：ポロシャツ、体操服生活（半袖、ハーフパンツ・ジャージ）可。
ネクタイ・リボンの着用は自由。

o ベルト：黒・茶・紺

o アンダーシャツ：夏服時は白。冬服時は無地で派手でないもの。

o 授業用防寒着：ブレザーの下にセーター、カーディガン等の使用可。
（色は派手でないもの。フードなし。）

o 上着との組み合わせのパターン

		ブレザー	カッターシャツ長袖	カッターシャツ半袖	ポロシャツ半袖市指定	リボンネクタイ
上着を着るパターン	A	○	○			△
	B	○		○		△
	C△	○			○	
上着を着ないパターン	D		○			△
	E			○		△
	F				○	

※Cのパターン：夏季は○、冬季は×とする。
夏季（5月1日～10月31日）冬季（11月1日～4月30日）
※ネクタイ、リボンの着用：夏季はどちらでも可。冬季は必ず着用する。

(2) 登下校用防寒着

o 指定品のものはない。家庭にあるもので華美にならないものを使用する。各部活動のウインドブレーカーは可。

o 冬季に限り、手袋、マフラー、ネックウォーマーの使用も許可する。

(3) ベルト

o 皮、合成皮革の普通の幅のもの（色は黒・茶・紺）

o 女子については、スカート用のゴムベルトでもよい。

(4) 靴・靴下

o 通学靴：白色の運動靴。ラインやひも等も白。

o 上履き：指定ネイビーブルーのスリッパ。

o くつ下：白色か黒色の無地。長さの指定はなし。

o ストッキング・タイツ・レギンス：冬季に限り認める。（肌色、黒色の無地のもの。）

(5) 通学用品

ア カバン

o 主カバン：推奨の黒色スリーウェイバッグ

o サブバッグ：指定の黄色ナップサック

使用方法

原則的に主カバンを使用する。用具の多いときは、ナップサックを使用する。

キーホルダー等は付けない。（お守りは可）

イ 雨具

o 自転車通学者は合羽を使用する。

2　運動着（いずれも規定のもの）

(1)　体操服

o 白半袖丸首シャツ、ハーフパンツ

白長袖丸首シャツ、ジャージ（上下）

(2)　水着

o 色は黒、紺が基調のもの。水泳帽（色の指定はなし）

(3)　靴

o 運動場：通学用靴を使用する。

o 体育館：体育館シューズ。

3　頭髪

中学生らしく清潔感のある髪型。髪を染めたり、整髪剤等をつけたりしない。

（下記を参考にする）

o 前髪は目にかからない長さ。

o 肩より長いときは束ねる。

o 髪を留めるピンや束ねるゴムは目立たない物（大きさ、色）を使用する。

4　その他

(1)　名札

o 紛失した場合は、担任に申し出て購入する。

o 名札は各自で管理する。防犯上、登下校時は外すか胸ポケットにしまう。

目次へ